

議案第60号

新座市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

新座市都市計画審議会条例（昭和44年新座市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織） 第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもつて組織する。 （1）学識経験のある者 <u>7人</u>以内 （2）市議会の議員 <u>5人</u>以内 （3）〔略〕 2・3 〔略〕</p>	<p>（組織） 第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもつて組織する。 （1）学識経験のある者 <u>6人</u>以内 （2）市議会の議員 <u>6人</u>以内 （3）〔略〕 2・3 〔略〕</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年8月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市都市計画審議会の委員について、学識経験のある者及び市議会の議員の人数を改めたいので、この案を提出するものである。